

事務連絡
令和元年8月30日

各都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

新たに届出がなされる認可外保育施設の確認の取扱いについて

子ども・子育て支援施策の推進に平素からご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第10項第4号に掲げる施設（令和6年9月30日までの間は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条各号に掲げる基準を満たさないものを含む。）であるものについては、幼児教育・保育の無償化に伴い、施設等利用費の支給に係る施設として、法第30条の11第1項の確認を受けることができます。

法第7条第10項第4号は、認可外保育施設として届出が行われたものであることを求めているところ、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第47号）の施行により、本年7月1日から事業所内保育施設が届出の対象とされたほか（別添1：平成31年4月5日付け子発0405第2号厚生労働省子ども家庭局長通知を参照。）、幼稚園併設施設についても届出の対象とする方針が厚生労働省から示されました（別添2：令和元年8月30日付け事務連絡を参照。）。

については、これらの認可外保育施設についても、本年10月1日に開始予定の幼児教育・保育の無償化の対象となることから、関係事業者に対し、届出の事前相談や受理の機会を通じて、子ども・子育て支援法に基づく確認の申請を行うよう助言してください。また、当該施設の所在地の市町村（指定都市・中核市を除く。）に対し、当該施設及び関係事業者に係る情報を速やかに提供するとともに、確認の申請に必要な具体的な手続を当該関係事業者以案内するよう指導してください。

【問い合わせ】

内閣府子ども・子育て本部（子ども・子育て支援担当）付
TEL：03-5253-2111（内線38374）

子発 0405 第 2 号
平成 31 年 4 月 5 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の公布について

平成 31 年 3 月 29 日に別添のとおり児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 47 号。以下「改正省令」という。）が公布されたところであるが、改正の趣旨及び内容、留意事項等は下記のとおりであるので、御了知の上、各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようにされたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨及び内容

1 事業所内保育施設の届出対象化について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 59 条の 2 第 1 項において、法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、認可を受けていないものの設置者は、その事業の開始の日から 1 月以内に都道府県知事（指定都市及び中核市の長を含む。以下同じ。）に届出を行うこととされているが、少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものは届出の対象外とされている。

また、厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 49 条の 2 において定めている。

事業所内保育施設については、現行、雇用する労働者以外の監護する乳幼児を保育する施設や、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係る施設は届出を行う必要があるが、雇用

する労働者の監護する乳幼児のみの保育を行う施設は届出の対象外とされている。しかし、近年、事業所内保育施設でも様々な運営がなされている施設があることから、その果たしている役割に鑑み、行政がその事業内容を一律に把握することを可能とするため、全ての事業所内保育施設を届出の対象とすることとする。

2 認可外保育施設の利用料等の変更に関する情報提供について

法第 59 条の 2 の 2 の規定及び規則第 49 条の 5 の規定により、認可外保育施設の設置者は、サービスの内容や利用料等について掲示することが義務付けられている。認可外保育施設における理由のない保育料の引き上げは、そもそもあってはならないことであり、保護者に対して適切に情報開示がなされるよう、提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項について、変更を生じたことがある場合にあっては、直近の変更の内容及びその理由を掲示しなければならないこととする。

なお、認可外保育施設の設置者においては、変更の内容及びその理由について施設内に掲示するだけでなく、保護者に通知及び直接の説明を行うべきである。

第二 施行期日

改正省令は、第一の 1 に係る事項については、平成 31 (2019) 年 7 月 1 日から、第一の 2 に係る事項については、平成 31 (2019) 年 4 月 1 日から施行する。

第三 経過措置

1 事業所内保育施設の届出対象化に関する経過措置

今回の改正によって新たに届出の対象となる事業所内保育施設について、施行日である 7 月 1 日時点で設置をしている施設については、9 月 30 日までに届出を行うこととしている。

また、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）の条例等に基づき、既に法第 59 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項に相当する事項を都道府県知事に届け出ている事業所内保育施設の設置者は、届出を行ったものとみなれることとしており、改めての届出は不要である。都道府県におかれては、事務の負担等を考慮して、改正省令の施行前に、届出を受け付けることも可能である。

2 利用料等の変更に係る掲示に関する経過措置

施行日である 4 月 1 日以前に行ったサービス内容や利用料の変更については、掲示は不要である。

第四 今般の改正等を踏まえた認可外保育施設に係る届出の取扱いについて

1 認可外保育施設の届出制について

認可外保育施設の届出制（都道府県知事への設置届出、変更届出、毎年の定期報告、利用者への説明、保育内容等の掲示、書面交付、都道府県知事による情報提供の義務の総称をいう。以下同じ。）については、平成13年の児童福祉法改正により導入され、その後平成28年4月1日以降、1日に預かる乳幼児が5人以下の施設についても届出対象としている。

認可外保育施設に係る届出制の趣旨は、行政が認可外保育施設を効率的に把握することの他、利用者に施設の情報適正に伝え、利用者が適切に施設選択を行えるよう担保することにある。このため、利用者による選択の対象とならない施設等を対象外としている。

今般、第一の1に記載のとおり、認可外の事業所内保育施設について一律に届出の対象とすることとしているが、以下の施設については、引き続き届出対象外施設である。

なお、届出制の対象外施設について、都道府県の判断により、地方自治法に基づき、条例等によって、届出制を導入することを妨げるものではない。

また、届出制は、認可外保育施設の指導監督の一環として創設されたものであり、認可外保育施設は届出によって行政による認可等を得るものではないことを申し添える。

(1) 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

① 事業者が顧客のために設置する施設（改正省令による改正後の規則第49条の2第1号イ）

一般に利用者を顧客に限定し広く利用者の募集を行わないことや、保護者が近くにいることが想定されることから、届出制の対象外としている。

具体的な例として、デパート、自動車教習所や診療所等に付置された施設が挙げられる。これらの施設であっても、以下の場合には届出制の対象となる。

- ・ 顧客の乳幼児以外の乳幼児を預かる施設である場合
 - ・ 利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合
 - ・ 当該顧客が、当該事業所を離れて当該事業者以外の事業者の提供するサービス等を受ける場合

② 親族間の預かり合い（改正省令による改正後の規則第49条の2第1号ロ）

設置者の4親等内の親族である乳幼児を預かる場合をいう。一般に利用者の募集を行わないことや、保育する側と保育される側との間に安定的な関係が想定されることから、届出制の対象外としている。

③ 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児（改正省令による改正後の規則第49条の2第1号ハ）

②親族間の預かりと同様の理由から、届出制の対象外としている。

具体的な例として、利用乳幼児と保護者と親しい友人や隣人等での預かりが挙げられる。この場合であっても、広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象に業として保育を行っている者が、たまたま親しい知人や隣人の子どもを預かる場合は届出制の対象となる。

- ④ 一時預かり事業を行う施設にあっては、当該事業の対象となる乳幼児（改正省令による改正後の規則第 49 条の 2 第 1 号ニ）

法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業として乳幼児の預かりを行っている施設については、当該事業としての規制を受けることから、認可外保育施設の届出制の対象外としている。

- ⑤ 病児保育事業を行う施設にあっては、当該事業の対象となる乳幼児（改正省令による改正後の規則第 49 条の 2 第 1 号ホ）

法第 6 条の 3 第 13 項に規定する病児保育事業として乳幼児の預かりを行っている施設については、当該事業としての規制を受けることから、認可外保育施設の届出制の対象外としている。

（2）臨時に設置される施設（規則第 49 条の 2 第 2 号）

半年を限度に臨時に設置される施設については、届出制に基づく地域住民に対する情報提供を行う必要性が低いことから、届出制の対象外としている。

第五 その他

- 1 新たに届出制の対象となる認可外の事業所内保育施設の利用料に係る消費税の取扱いについて

改正省令により新たに届出制の対象となる認可外の事業所内保育施設については、本年 7 月 1 日の改正省令の施行日以降、届出がなされた施設は、消費税法施行令第 14 条の 3 第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を営営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成 17 年厚生労働省告示第 128 号）で規定する「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による届出が行われた施設」に該当し、1 日に保育する乳幼児の数が 6 人以上の施設であって、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設の利用料に係る消費税は非課税となるので、適切な取扱いに遺漏のないよう配慮されたいこと。

- 2 認可外保育施設に係る都道府県から市町村への情報提供について

法第 59 条の 2 第 3 項及び第 59 条の 2 の 5 第 2 項の規定に基づき、都道府県知事は、認可外保育施設の届出に係る事項及び施設の運営の状況について、当該施設の所在地の市町村長に通知することとされている。これらの規定に基づく市町村との情報共有について、徹底されたい。

3 各種学校について

各種学校の認可を受けている施設については、認可外保育施設に該当せず、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成30年12月28日関係閣僚合意）において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条に規定する各種学校は、同法第1条の学校とは異なり、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象とならないとされている。各種学校担当部局とも連携の上、今後とも適切に対応されたい。

4 地方交付税措置について

認可外保育施設の指導監督に関する事務処理など、都道府県の児童福祉事務に従事する職員の配置に要する費用については地方交付税の算定基礎となっているところであるが、今回の省令改正により事業所内保育施設が届出制の対象となること等に伴い、平成31年度から標準団体につき、担当職員1名が増員されたところであり、引き続き、認可外保育施設に対する指導監督の実施を徹底されたい。

以上

事務連絡
令和元年 8 月 30 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

幼稚園併設施設に係る認可外保育施設の届出の取扱いについて

児童福祉行政の円滑な実施については、日頃から格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、児童福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案（以下「改正省令」という。）について、パブリックコメントを開始したところです。

つきましては、改正省令のうち、幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（以下「幼稚園併設施設」という。）に係る改正予定の内容等について、下記のとおり周知しますので、都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、当該内容を十分御了知の上、適切な対応を御願います。また、都道府県におかれましては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知を御願います。

なお、本事務連絡は、文部科学省初等中等教育局幼児教育課と協議済みであり、幼稚園関係者には文部科学省から周知する予定であることを申し添えます。

記

1. 改正の理由

幼稚園併設施設については、当該施設における活動が幼稚園における子育て支援活動等と区別がつかないことや、幼稚園所管部局による指導監督が行われることから、認可外保育施設の届出対象外施設として、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 49 条の 2 第 3 号に規定していますが、幼稚園併設施設において、幼稚園における子育て支援活動等とは区別された形で乳幼児が保育され

ている実態があり、認可外保育施設としての指導監督を行う必要があることに鑑み、今般、当該規定を次の2. のとおり改正する予定です。

2. 主な改正の内容（予定）

幼稚園併設施設を、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定に基づく届出の対象とする予定です。なお、幼稚園併設施設からの当該届出は改正省令の公布・施行前に受け付けることも可能であり、適切な対応を御願います。

留意点1：認可外保育施設の届出の対象となる幼稚園併設施設は、具体的には、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など在園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものを想定しています。

留意点2：幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設や、幼稚園における子育て支援活動等と区別がつかない活動（例：幼稚園の在園児と同じ部屋で預かりを実施しているもの等）については、これまでどおり、幼稚園所管部局による当該幼稚園を設置する者に対する指導が行われること等から、認可外保育施設としての届出は不要です。

留意点3：幼稚園が児童福祉法第6条の3第7項に基づく一時預かり事業を実施している場合については、従来どおり、児童福祉法等に則り適正に実施されることが求められるため、一時預かり事業としての届出が必要となります。

3. 施行期日及び経過措置（予定）

本改正省令は今夏を目途として施行する予定ですが、併せて以下の経過措置を規定する予定です。

- 改正省令の施行の日（以下「施行日」という。）時点で既に設置をしている施設については、令和元年9月30日までに届出を行うこととすること。
（施行日以後に新規に開設された施設については、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、事業の開始の日から1月以内に届出を行うこととなります。）
- 施行日前にされた届出についても、児童福祉法第59条の2第1項各号に掲げる事項に相当する事項を都道府県知事に届け出ていれば、届出を行ったものとみなされること。

以上